

## オミクロン株への対応に関するタスクフォースの開催について

令和3年11月30日  
関係省庁申合せ

1. オミクロン株の実態等が判明するまでの間、水際における状況把握及び対応を適時適切に行うため、内閣官房長官の下、オミクロン株への対応に関するタスクフォース（以下「タスクフォース」という。）を開催する。

2. タスクフォースの構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房長官

議長代理 内閣官房副長官（事務）

副議長 内閣官房副長官補（内政担当）

構成員 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）

出入国在留管理庁出入国管理部長

外務省領事局長

厚生労働省医務技監

厚生労働省危機管理・医務技術総括審議官

厚生労働省生活衛生・食品安全審議官

国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官

国土交通省大臣官房審議官（航空）

国土交通省大臣官房審議官（観光）

3. タスクフォースの庶務は、内閣官房において処理する。

4. 前各項に定めるもののほか、タスクフォースの運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。